

京都府業務継続基本指針及び京都府庁地震業務継続マニュアルの改定について

1 京都府業務継続基本指針の改定概要

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策に係る内容の追記
- ・感染症を含む複合的な危機管理事象への対応について追記
- ・京都府地域防災計画の改定を踏まえた内容の改定
- ・京都府災害時応急対策業務マニュアルの改定を踏まえた内容の改定
- ・京都府における組織改正の反映 等

2 京都府庁地震業務継続マニュアル（全庁版）の改定概要

- ・関係機関との連携による電力及び燃料の確保体制について追記
- ・京都府災害時応急対策業務マニュアルの改定を踏まえた内容の改定
- ・京都府における組織改正の反映 等

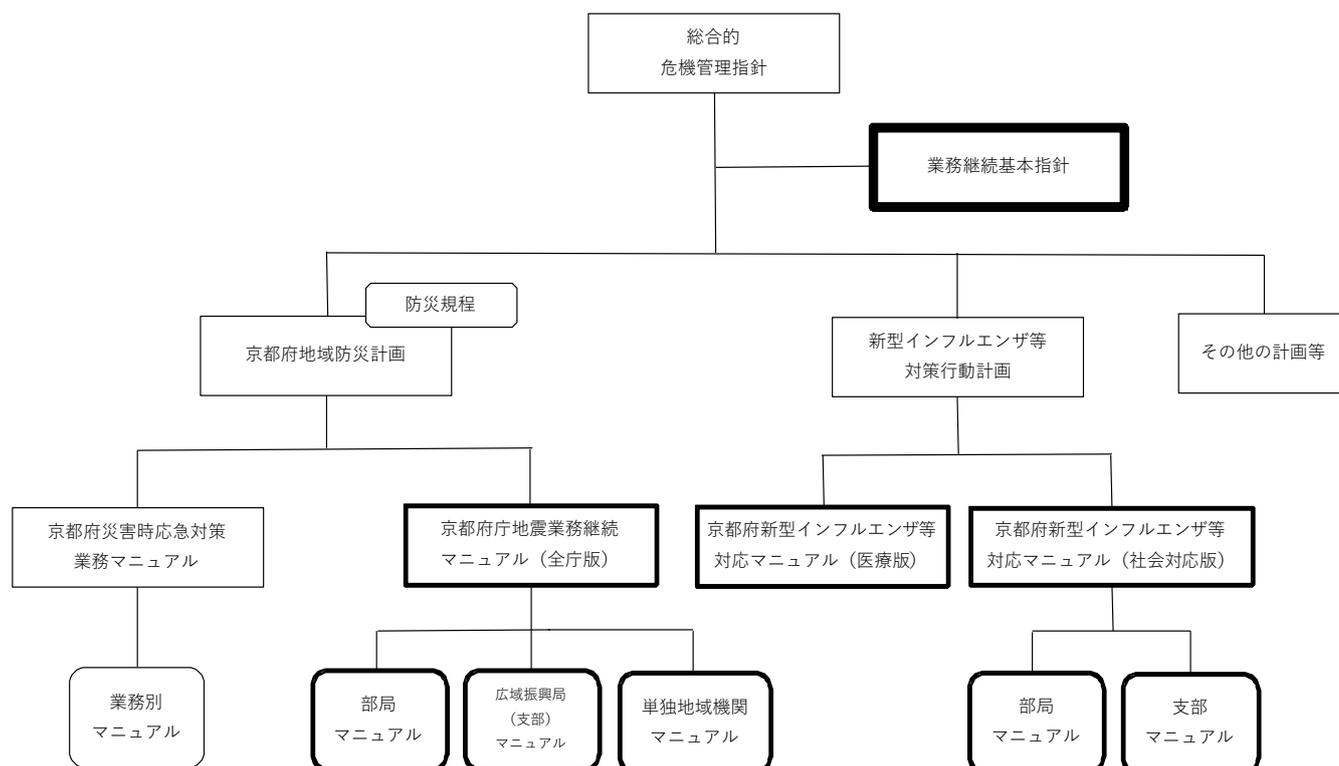
【京都府業務継続基本指針】（平成 21 年 9 月策定）

甚大な被害をもたらし、府民生活に深刻な影響を与える危機が発生した場合に、府として実施すべき「非常時優先業務」を、可能な限り中断させず、中断した場合においても、できるだけ早期に復旧するために必要な取組の基本的な考え方を定めたもの。

【京都府庁地震業務継続マニュアル（全庁版）】（平成 22 年 9 月策定）

基本指針に基づき、地震対応版の業務継続計画として、非常時優先業務や業務継続のための執行体制の確保等について定めたもの。

【図】 京都府における事業継続に関する計画等の体系



（凡例）二重線で囲ったマニュアル等を業務継続計画として位置付け